

年末年始 建設業労働災害防止対策強化期間



取組期間 令和元年12月1日～令和2年1月15日

大阪労働局 羽曳野労働基準監督署

ストップ!! 建設業の死亡災害!!

～ 多発する墜落・転落による死亡災害防止対策の徹底を!! ～

各現場では、下記の災害防止対策にご理解をいただき、「墜落・転落」のリスクがある各作業を中心に危険要因の洗いだし・低減措置を行い「**労働災害ゼロ**」への取組みにご協力下さい。

全産業の死亡災害は
40件発生しています。



建設業の
死亡災害は18件と
全産業の45%を
占めています!!

(令和元年11月10日現在)

災害防止対策は

うち墜落・転落での
死亡災害は11件!!

リスクアセスメント及び その結果に基づく低減措置を!!

「設計段階」や「計画段階」で実施したリスクアセスメントの結果を確実に実行するため、定例会議や毎日の作業等の安全施工サイクルにおいて、「決定しているリスク低減措置」がもれなく実施できているか確認し、さらに実行した低減措置に不備がないかを確認しながら作業を進めて下さい。

第一に確実な墜落防止用 設備の設置を!!

開口部には手すりの設置や開口を塞ぐなど、「**落ちることが出来ない**」設備を目指して下さい。

次に二丁掛けフルハーネス 型安全帯の使用徹底と親 綱等の設備の設置を!!

鉄骨の組立てや足場の組立解体作業等で手すり等の設置が困難な場合は、**安全帯取付け設備**を設け、**現場責任者等**が使用の徹底を図って下さい。

また、2丁掛けフルハーネス型安全帯を使用すると共に、作業者相互に安全帯使用の確認を行って下さい。



◆強化期間中における羽曳野労働基準監督署の取組事項◆

- ◎ 建設現場に対し重点的に監督・個別指導等を実施します。
- ◎ 建災防羽曳野分会と協同で木造・低層住宅の現場に対し12月度広報パトロールを実施します。